

第1章 子ども虐待の基礎知識

1 子ども虐待とは？

子ども虐待とは、保護者（親または親にかわる養育者）が、18歳未満の子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指します。

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、ときには、子どもの生命さえ奪う著しい人権侵害であり、次の世代に引き継がれるおそれがあります。子育ての不安や困難さが背景にありますが、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、決して正当化されるものではありません。

子どもの未来と人権を守るために、子ども虐待の防止や対応を社会全体で取り組む必要があります。

■ 子ども虐待は、大きく4つに分けられます。（児童虐待防止法 第2条）

● 身体的虐待

子どもの身体に苦痛や外傷が生じるような暴力を加えること

- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶるなどの暴力
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 異物を飲ませる、食事を与えない
- 冬に外にしめだす、縛り付け拘束する
- 意図的に子どもを病気にさせる など

● 心理的虐待

子どもの心を著しく傷つけること

- 言葉による脅し
- きょうだい間での差別的扱い
- 子どもを無視する
- 子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス（DV）） など



● ネグレクト（養育保護義務の拒否・怠慢）

子どもの健康・安全に配慮しない、衣食住の世話をしないなど、保護者として保護の怠情（ネグレクト）に値すること

- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- 自動車の中に放置する
- 重い病気になっても病院に連れて行かない
- ひどく不潔にする
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） など



● 性的虐待

子どもにわいせつな行為をする・させる

- 子どもへの性交、性的暴行
- 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力
- 性的行為の強要・教唆（きょうさ）
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する など

2 虐待が起きる背景（要因）

虐待は一つの原因で発生するわけではなく、いくつかの要因が関連しストレスになった時、ある出来事を引き金にして起こる場合が多くあります。虐待発生の要因を踏まえておくことは、子どもに及ぶ危険性を予測するうえで非常に重要です。

保護者の要因	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもへの愛着形成が不十分 ● 元来性格が攻撃的・衝動的 ● 精神障害、慢性疾患、アルコール依存症、薬物依存 ● 保護者自身が被虐待の体験者 ● 育児に対する不安やストレス ● 望まない妊娠 ● 10代の妊娠（保護者が未熟等） ● 産後のうつ病など精神的に不安定な状況
子どもの要因	<ul style="list-style-type: none"> ● 手がかる子ども（ひどく泣く、こだわりが強い） ● 低出生体重児・多胎児 ● 発達の遅れ、障害、問題行動 ● その他の何らかの育てにくさを持っている子
家庭環境の要因	<ul style="list-style-type: none"> ● 未婚を含むひとり親家庭 ● 内縁者や同居人のいる家庭 ● 子連れの再婚家庭 ● 夫婦関係をはじめ人間関係に問題を抱えている家庭 ● 転居を繰り返す家庭（地域で孤立） ● 援助者（親、兄弟）や相談相手がない ● 配偶者の失業や転職の繰り返いで経済的に不安な家庭 ● 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状態の家庭 ● 定期的な健康診断の未受診 ● 親子の長期分離歴がある ● すでに、きょうだいが施設入所している家庭

しつけと虐待

しつけとは、子どもに社会性を持たせ、自立させるために行う家庭教育のことです。

大人の都合や期待を押しつけ体罰や言葉で責めたり従わせることはもちろん、発達段階を無視した早期教育などの不適切な行為は、「しつけのつもり」でも、子どもにとって有害ならば「虐待」になります。そして、どのような理由があっても、それらの行為が正当化されることはありません。



3 子ども虐待に気づくために

虐待をしている保護者や虐待を受けている子どもは次にあるような様々なサインを発しています。

これらのサインがいくつか合わさって見られる時には、その背後に虐待があるのではないかと考えてみる必要があります。

(1) 虐待を思わせるサイン

地域や保育園、幼稚園、学校、病院などで共通してみられ、留意しなければならないサインとしては、次のようなものがあります。

- 子どもに不自然な打撲や火傷、すり傷などがある。
- 子どもに乱暴な言動が見られ、極端に落ち着きがない。
- 子どもの表情が非常に乏しく、極端にビクビクしている。
- 子どもの服装が極端に不潔である。
- 親が子どもに対して非常に乱暴か又は非常に冷たい。
- 親が子どもにとってもできそうにないことを「しつけ」といつてさせる。



(2) 気づき（早期発見）のポイント

● 家庭・地域

<子どもの様子>

<発育・発達>

- 極端にやせている等、食事をきちんと与えられていない。

<衛生面>

- 季節に合わない服装をしていたり、衣類がいつも汚れていて身体も不潔である。

<情緒面>

- 子どもが毎晩長時間にわたり泣いている。
- 表情が乏しかったり、暗い顔をしている。

<行動面>

- 理由もなく、学校や保育園・幼稚園を休んでいる姿をよく見かける。
- 近所で悪質ないたずらや万引きを繰り返している等の噂を耳にする。

<養育者との関係性>

- 保護者の顔色をうかがう反面、保護者がいなくなると保護者への関心を示さない。
- 夜遅くまで遊んでいて家に帰りがらない。不自然な時間に出歩いている。

など

<保護者等の様子>

<健康状態>

- 心身の状態が悪く(慢性疾患・精神疾患など)、子育てが負担になっている。

<性格・行動面>

- 夫婦関係や経済的状态からくる生活上のストレスがうかがわれる。
- 小さな子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- 極端に偏った育児観や教育観を持ち、それを押しつけたり、体罰を肯定している。

<養育能力・居住環境>

- 子どもの健康状態に注意を払わず、病気になっても医者に診せようしない。
- 寝具や衣類等、清潔への配慮がなされておらず、部屋の中が乱雑だったりする。

<子どもへの感情>

- 子どもの泣き声とともに親の怒鳴り声がある。

<地域性>

- 困ったときに相談にのってくれる人が身近にいない、孤立した状況にある。

など

● 保育園、幼稚園、学校

＜子どもの様子＞

＜発育・発達＞

- 特別な病気がないのに、体重や身長伸びが悪い。
- 落ち着きがなく、一つのことに集中できない。

＜衛生面・健康状態＞

- 身体に不自然な傷や叩かれたような痣、火傷などがある。
- 尋ねると傷に対する説明が不自然だったり、説明を嫌がる。
- 季節に合わない服装をしていたり、衣類がいつも汚れていて身体も不潔である。

＜情緒面＞

- 表情が乏しかったり、暗い顔をしており、受け答えが少ない。
- 衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる。

＜行動面＞

- 極端な性的な遊びや言葉、行動がみられたり、又は、極端に拒否感が見られる。
- 万引きや他人の物を盗む。
- 反抗的な態度や嘘が多い。

＜養育者との関係性＞

- 保護者の顔を窺う反面、保護者がいなくなると保護者への関心を示さない。
- 保護者が迎えに来ても、帰りたがらない。
- 家に帰りたがらない、家出を繰り返す。

＜対人関係＞

- 他の人との身体接触を異常に怖がる。

＜養育能力＞

- 連絡もなく登園(登校)してこない。訪問すると保護者等が不在であったり、寝ていたりする。また、理由がはっきりしない欠席や遅刻が多い。
- 基本的な生活習慣が身につけていない。
- 予防接種や健診を受けていない。

など

＜保護者等の様子＞

＜性格・行動面＞

- 子どもの身体症状(打撲傷、火傷など)を確認すると、一貫性のない説明をする。
- 体罰や年齢不相応な教育等を、「しつけ」「家庭教育方針」等と正当化する。
- 保育所・幼稚園・学校などからの連絡に応じない。
- 子どもの扱い方が極端に乱暴であったり、きょうだいとの差がある。

＜養育能力＞

- 子どもがケガをしたり、病気になっても医者に診せようとししない。

＜子どもへの感情＞

- 感情をいだかせ、思いどおりにならないとすぐ怒る。
- 無表情で、子どもに対して語りかけをしない。

＜就労・経済面＞

- 経済的に困窮しており、集金などの滞納が多い。

など



●病院

＜子どもの様子＞

＜衛生面・健康面＞

- 不自然な骨折や外傷（叩いた跡やあざなど）がある。
- 説明のつかない発育不良（低身長、低体重、栄養障害など）がある。
- 繰り返される異物誤飲、不自然な事故がある。
- 虫歯が多く、放置されている。

＜保護者等の様子＞

＜養育能力＞

- 強い育児養育不安や拒否的態度を言葉にする。



※虐待状況チェックリスト（様式3） P32 参照

●母子健診など

＜子どもの様子＞

＜発育・発達＞

- 著しく発達が遅れている。

＜衛生面・健康状態＞

- 外傷が多い。
- 説明のつかないあざや傷がある。
- 身体や衣服の清潔が保たれていない。
- 病気が放置されている。
- 季節に合わない服装をしている。

＜情緒面＞

- 表情が乏しく笑わない。
- 親子関係が希薄、親に甘えない。
- 衣服を脱ぐこと異常に嫌がる。
- 視線を合わせない。

＜養育者との関係性＞

- 親の言動に過敏反応する。

＜保護者等の様子＞

＜健康状態＞

- 常に疲れた様子でイライラしている。
- 精神疾患・アルコール依存症などの症状がある。

＜性格・行動面＞

- 人前でひどく子どもをしかる
- 母子 手帳を持参しなかったり、記録の記入が極端に少ない。
- 感情のコントロールが不得手である。
- 視線を合わせない。

＜養育能力＞

- 子どもを抱いたりあやしたりしない
- 子どもに予防接種、健診を受けさせていない。
- 育児への不安が極端に高かったり、低かったりする。

＜問題意識＞

- 保護者の行動を優先させる

＜夫婦・家族関係＞

- 経済状態や夫婦関係について不安がある。

＜地域性＞

- 育児の相談相手や協力者が身近にいない。

※虐待状況チェックリスト（様式2） P29 参照

乳幼児揺さぶられっこ症候群 (Shaken Baby Syndrome)

乳幼児が激しく揺さぶられた時に起こる重症の頭部外傷。赤ちゃんは頭が重たく頸の筋肉が弱いため、揺さぶられたときに頭を自分の力で支えることができません。その結果、速く強く揺さぶられると、頭蓋骨の内側に脳が何度も打ち付けられて、赤ちゃんの脳は損傷をうけます。予後不良で死亡や後遺症を伴うことも少なくありません。

- ・ 脳の周りの出血（硬膜下血腫など）や脳の中の出血
- ・ 失明、視力障害
- ・ 言葉の遅れ、学習障害
- ・ 後遺症としてのけいれん発作
- ・ 脳損傷、知的障害
- ・ 脳性麻痺